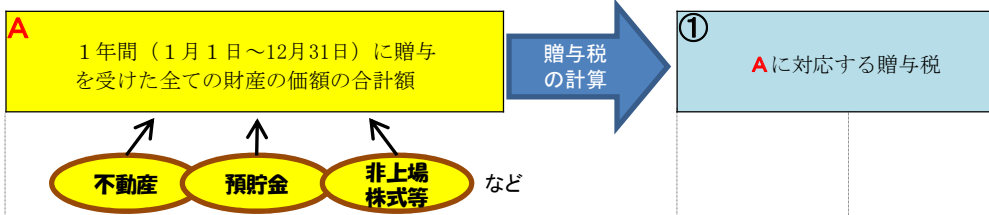
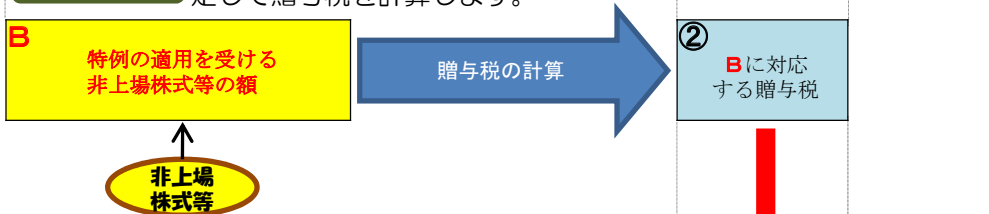


<納税が猶予される贈与税などの計算方法>

ステップ1 贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



ステップ2 贈与を受けた財産が**特例の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定して贈与税を計算します。



ステップ3 「②の金額」が「**納税が猶予される贈与税**」となります。



※ 「①の金額」から「納税が猶予される贈与税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。

◆ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

- 「a」… 先代経営者（贈与者）が贈与の直前に保有する非上場株式等の数
- 「b」… 後継者（受贈者）が贈与の前から保有する非上場株式等の数
- 「c」… 贈与直前の発行済株式等の総数

区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
1	$a + b < c \times 2 \div 3$ の場合	非上場株式等の数（a）
2	$a + b \geq c \times 2 \div 3$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から非上場株式等の数（b）を控除した数（ $c \times 2 \div 3 - b$ ）

- （注）1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限りません。
- 2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りません。
- 3 後継者は上記1に該当する場合は限度数（a）の全部、上記2に該当する場合は限度数（ $c \times 2 \div 3 - b$ ）以上の数の非上場株式等を先代経営者から贈与により取得する必要があります。

相続時精算課税の適用を受ける人が、特定贈与者から贈与により取得した非上場株式等について、この特例の適用を受ける場合には、この非上場株式等については、暦年課税により計算します。

ただし、特定贈与者から贈与により取得したこの特例の適用を受ける非上場株式等以外の財産については、相続時精算課税の適用となります。

「B」の算定に当たり、この特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、その外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。詳しくは、税務署へお尋ねください。